

○公益財団法人日本小動物医療センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範

令和7年4月1日制定
最高管理責任者決定

公的研究費等の不正使用は、それを行った者が所属する機関だけではなく、我が国の学術の振興と研究の発展を搖るがるものとなる。このことを踏まえ、公益財団法人日本小動物医療センター（以下「当財団」という。）は、学術研究の信頼性と公正性を担保し、学術研究に関する業務に対する国民の信頼を確保するため、次のとおり公的研究費等の使用に関する行動規範を定める。

当財団の職員等は、当財団が管理し、当財団の研究活動のために執行される全ての経費を使用する際に、これを誠実に実行しなければならない。

- 1) 公的研究費等が当財団の管理する公的な資金であることを認識し、自らの使命と説明責任があることを自覚し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2) 公的研究費等の使用に当たり、関係する法令・通知及び当財団が定める規程等及び使用ルール並びに事務処理手続きを遵守しなければならない。
- 3) 公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、適切な事務処理を行わなければならない。
- 4) 職員等の間で相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努め、使用上の指摘を受けた場合は改善を図らなければならない。
- 5) 公的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6) 公的研究費等の取扱いに関する研修や説明会に積極的に参加し、関係法令等に関する新たな知識を習得するとともに、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 7) 不正使用が疑われる場合は、黙認せず、速やかに相談窓口へ相談するなど適切に対応しなければならない。